

南部町立学校給食センター調理等業務委託事業公募型プロポーザル実施要領

南部町立学校給食センター調理等業務委託事業（以下「本事業」という。）において、企画提案書等を比較検討し、業務先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

1 事業の概要

(1) 事業名

南部町立学校給食センター調理等業務委託事業

(2) 業務概要

南部町立会見給食センター及び南部町立西伯給食センターにおいて、南部町立小中学校の児童・生徒及び教職員が喫食する給食の調理及びこれに付帯する業務（施設改修、施設修繕、物品整備その他の別に定める業務を除く。）を行うもの。

(3) 業務仕様

本事業に係る詳細は、業務仕様書（別紙1）に定めるところによる。

(4) 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

(5) 委託料の限度額（1月あたり）

委託期間における1月あたりの委託料の限度額は、下記のとおりとする。（いずれも消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を除く。）

令和7年度 4, 271, 200円

令和8年度 4, 401, 400円

令和9年度 4, 549, 600円

2 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続きの申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 南部町との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (5) 南部町が定める令和6年度南部町競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録されていること。

なお、本プロポーザルに参加する者であって、競争入札参加資格を有していない者は、「競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類」（別添）を令和6年10月25日（金）までに提出すること。ただし、当該申請書類の提出により競争入札参加資格者名簿に登録するものでないことを了解すること。

- (6) プロポーザル企画提案書の提出期限の日からプロポーザルの実施日までの期間に南部町の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 国税（消費税含む。）、都道府県税（地方消費税を含む。）及び市町村民税（都道府県税及び市町村民税にあたっては、本店所在地の都道府県及び市町村に納付する税金とし、支店又は営業所に権限を委任する場合は、当該支店又は営業所の所在する都道府県及び市町村に納付する税金とする。）の滞納がないこと。
- (8) 過去3年以内に、学校給食業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業の停止処分を受けていないこと。
- (9) 食品衛生法第60条及び第61条までの規定により現在許可を取り消されていないこと。
また、許可を取り消された場合その取り消しの日から起算して2年を経過していること。
- (10) 本事業に係る業務と同様の業務又は会社等の食堂における給食調理業務に、令和6年10月1日現在で3年以上の経営実績を有する者であること。
- (11) 所管官庁に就業規則を提出している者であること。
- (12) その他業務仕様書（別紙1）に記載されている業務上必要な条件を履行できる者であること。

3 プロポーザル実施に係る日程

契約の締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合もある。

(1) 町ホームページ掲載（公募開始）	令和6年10月 1日（火）
(2) 質問受付期限	令和6年10月11日（金）
(3) 質問に対する回答期限	令和6年10月18日（金）
(4) プロポーザル参加申請書の提出期限	令和6年10月25日（金）
(5) 企画提案書等提出期限	令和6年10月25日（金）
(6) プロポーザル資格参加決定通知	令和6年11月 1日（金）
(7) プロポーザル開催（プレゼンテーション及び審査の実施）	令和6年11月19日（火）
(8) 審査結果の通知	令和6年11月25日（月）
(9) 契約締結等の協議及び見積書提出依頼	令和6年11月28日（木）
(10) 契約締結	令和7年 4月 1日（火）

4 審査会の設置

- (1) 町は、企画提案等の順位を決定するため、南部町立学校給食センター調理等業務委託事業公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は、企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。
- (3) 審査会は9名で構成する。
- (4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

5 審査方法

審査会の審査員の人数×100点を満点とし、審査員が採点した点数の合計点が最も高い点数を得た者を最優秀者に決定する。

なお、合計点が最も高いものが複数あったときは、合計点から見積額に係る点数を減じた点数が最も高い者を最優秀者に決定するものとし、なお同点の場合は、くじにより決定するもの

とする。

また応募者が1者のみの場合は、審査員の人数×100点を満点とし、満点に0.6を乗じて得た点数以上の点数を得た者を最優秀提案者に決定する。

6 最優秀提案者の選定方法

5により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

7 事務局

この募集に関する事務局は次のとおりとする。

南部町教育委員会事務局 総務・学校教育課（担当：井塚）

〒683-0201 鳥取県西伯郡南部町天萬 558 番地

電話：0859-64-3787

F A X：0859-64-2183

Eメールアドレス：kyouiku@town.tottori-nanbu.lg.jp

8 提案書等の提出方法

(1) 提出書類等

ア プロポーザル参加申請書（様式第1号）

イ 企画提案書（様式第2号～第12号）

ウ 添付資料（任意様式）

なお、企画提案書（様式第2号～第12号）（以下「企画提案書等」という。）及び添付資料（任意様式）は「企画提案書作成要領」（別紙2）に基づき作成するものとする。

(2) 提出期間及び時間

令和6年10月1日（火）から10月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、令和6年10月25日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出方法

持参、送付又は電子メールの方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(4) 提出場所

事務局

(5) その他

本プロポーザルへの参加は、参加申請書を期日までに提出した者に限る。

9 契約の締結

6により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、6により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

10 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、南部町財務規則（平成16年10月1日南部町規則第52号。以下「財務規則」という。）第146条第2項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規則第146条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 その他

(1) 企画提案書等の無効

次に該当する企画提案書等は無効とする。

ア 2の参加資格要件のない者が提出した企画提案書等

イ 虚偽の記載がなされた企画提案書等

ウ プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書等

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知し、その概要を町ホームページで公表するものとする。

(4) 企画提案書作成等に係る経費負担

企画提案書等の作成・提案に係る費用及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案書等の取り扱い

企画提案書等は、原則として返却しない。

(6) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に委託者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を委託者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（１）から（６）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(7) その他

ア 本プロポーザル参加者は、参加申請書の提出をもって、本告示、実施要領、業務仕様書及び南部町立学校給食センター調理等業務委託事業審査要領の記載内容を承諾したものとす。

イ プロポーザルの審査結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

ウ 不測の事態があった場合、本プロポーザルをやむ得ず中止することがある。この場合、町は一切の損害賠償の責任を負わない。

エ 本プロポーザルの説明会は、実施しない。

オ 詳細は、「実施要領」の「業務仕様書」（別紙１）、「作成要領」及び「競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類」（別添）による。

なお、「競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類」（別添）については、「令和６年度南部町競争入札参加資格者名簿」に登録がない者に限る。